

動力おとくプラス

（東京エリア）

<料金表>

2026年11月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適用範囲

この動力おとくプラス（東京エリア）料金表（以下「この料金表」といいます。）は、動力（電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。）を使用され、東京電力パワーグリッド株式会社が定める託送供給等約款（令和8年9月11日届出。なお、託送供給等約款が変更となった場合には、変更後の託送供給等約款によります。）およびその他の供給条件等の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象となる需要で、当社との協議が整った場合に適用いたします。

2 契約種別

この料金表の契約種別は、動力おとくプラスといたします。

3 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4 契約電力

契約電力は、負荷の実情等に応じ、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、この料金表による電気の供給を受ける前に電気の供給を受けている場合は、この料金表による電気の需給契約の申込みの際の契約電力を基準として定めます。

なお、協議によって定めた値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、電気供給条件（関西エリア以外〔低圧〕）（2026年11月1日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件によります。）4（単位および端数処理）にかかわらず、0.5キロワットといたします。

5 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、1月の使用電力量が(3)の基準電力量以下となる場合の料金は、基本料金、電力量料金および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から、(5)によって算定された割引額を差し引いたものいたします。また、電力量料金は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表1（燃料費調整）(2)に定める基準燃料価格を下回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表1（燃料費調整）(2)に定める基準燃料価格を上回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,169 円 00 銭
---------------	--------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	27 円 53 銭	25 円 96 銭

(3) 基準電力量

基準電力量は、1月につき次のように算定された値といたします。

契約電力×(4)の基準原単位

なお、基準電力量の単位は、1キロワット時といたします。

(4) 基準原単位

基準原単位は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	50 時間
-----------------	-------

(5) 割 引 額

割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の割引額は、契約電力が 1 キロワットの場合の割引額の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合は適用いたしません。

契約電力 1 キロワットにつき	148 円 28 銭
-----------------	------------

7 そ の 他

- (1) 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

なお、お客さまが変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。この場合の免れた金額は、供給条件およびこの料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。また、不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

- (2) お客さまが負荷設備を取り替えまたは取り外される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断で当該負荷設備を取り替えまたは取り外された場合は、当社は、供給条件36（解約等）(1)に準じて需給契約を解約することがあります。

- (3) 供給条件35（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）における「10パーセント」の規定は「20パーセント」と読み替えて準用するものといたします。
- (4) 当社は、供給条件19（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、割引額等の日割計算は、別表2（割引額等の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (5) 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件34（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は、2026年11月1日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、供給条件18（料金の算定）および19（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、割引額は、別表2（割引額等の日割計算の基本算式）に準じて日割計算を行います。

別 表

1 燃料費調整

- (1) 供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イに定める α 、 β および γ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

- (2) 供給条件別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	86,100 円
--------	----------

- (3) 供給条件別表 2（燃料費調整）(2)に定める基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18 銭 3 厘
-------------	----------

2 割引額等の日割計算の基本算式

- (1) 基準原単位を日割りする場合

$$50\text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

- (2) 割引額を日割りする場合

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

- (3) 供給条件18（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)および(2)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}} \text{ といたします。}$$

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)、(2)および(3)の「計量期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 計量期間等の日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 暦日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
 - (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
- (5) (1)に規定する日割計算後の基準原単位の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
 - (6) (1)に規定する日割計算後の基準原単位を適用して算定された基準電力量の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。